

## 「地方自立計画・行政パートナー制度」の導入(2003.8.1実施)

厳しい財政状況や少子高齢化が進み、税収や交付税が減少しようとも、将来にわたり「元気で自立するまち」を構築するため、平成15年2月に地方自立計画を決定し、「未来を切り拓く新たな住民自治への挑戦」に取り組んでいます。

### (地方自立計画とは)

#### 理念と目的

- ・右肩下がり「21世紀型地方運営システム」への転換
- ・市民全体が活力ある、元気でやさしいローコストの志木市の確立
- ・地方自身の総意によって財政的にも自立する「志木市」を構築
- ・基礎的自治体は「公務員」によって運営されるという前例を壊す
- ・業務参加する市民は、公務を担う「社会貢献活動」

#### 計画の概要

##### 1 計画期間

平成14年度～平成33年度(20年間)

##### 2 職員数

619人 301人(20年後)

##### 3 行政パートナー(市民公益活動団体)

業務参加する市民は有償ボランティア(時給700円)

0人 523人(20年後)

##### 4 財政状況の変化

20年間で、約67億円の投資的経費を捻出。

将来目標は、市民と30人から50人程度の職員が市政を運営する小さな自治体の構築

#### 計画推進のために

行政パートナーの導入

民間非営利活動団体(NPO)の支援・育成

地域商品券制度の導入(地域通貨)

## (行政パートナー制度の導入)

### 市民協働(行政パートナー制度導入)の背景

地方行政システムにおける護送船団方式(全国一律)と少子高齢化による行政需要の増大、国の財政悪化や税収の減少などにより、自治体を取り巻く環境は厳しくなる一方です。市民と行政の一体化を図り、税収や交付税が減少しても行政サービスを更に向上させ、少子高齢社会に十分対応することのできる「元気で自立するまち」を構築するため、市民が自ら主体となって市政運営に参画し、活力と魅力に満ちたまちづくりを進める必要があります。

### 行政パートナー制度の仕組み

- 1) 行政パートナー制度は、「志木市・地方自立計画」を具体的に実践するもので、現在 市で行っている業務を市民やNPO(民間非営利組織)に委託し、市民協働による活力と魅力あるまちづくりを進めるものです。
- 2) 業務に参加する市民は、単なる労働力として参加するのではなく、市と対等な立場で行政の協働運営者と位置づけられ、そのことがパートナーシップ協定で担保されています。
- 3) 市では、行政パートナーが提供するサービスの対価として、支払った「市税」の一部を還元することにより、市民全体が活力のある元気でやさしいローコストの志木市を 確立します。
- 4) 行政パートナーが担う業務は、市民生活に直結した公務であり、サービスを受ける市民に不安を与えぬよう研修の機会を設けるとともに、プライバシーの保護や守秘義務などの一定の義務を課しています。